

# [ 粉じん作業従事者特別教育カリキュラム ]

## <対象者>

粉じん作業従事者

## <根拠法令>

労働安全衛生法第 59 条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第 36 条 29 号（特別教育を必要とする業務）

粉じん障害防止規則第 2 条第 1 項第 3 号

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達（平成 29 年 10 月 24 日基安発 1024 第 2 号）

厚生労働省労働基準局長通達（平成 30 年 2 月 9 日基発 0209 第 2 号）

## <カリキュラム>

講習 内容	1. 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1. 0 時間
	2. 作業場の管理	1. 0 時間
	3. 呼吸用保護具の使用の方法	1. 0 時間
	4. 粉じんに係わる疾病及び健康管理	1. 0 時間
	5. 関係法令	0. 5 時間
		合計